山口県の最低賃金

◇◇◇　知っていますか？　自分の最低賃金。　◇◇◇

山口県最低賃金	時　間　額	効　力 発生日	○山口県最低賃金は、常用・パートタイマー・アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	928 円	R5.10.1	

特定(産業別)最低賃金	時　間　額	効　力 発生日	特定（産業別）最低賃金から適用除外となる業種等 （※適用除外となる場合、山口県最低賃金が適用されます）	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,024 円	R4.12.15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうちの非鉄金属鍛造品製造業	○１８歳未満又は６５歳以上の者 ○雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	948 円		○自動車用ワイヤハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、**心電計製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用**があります。）	○１８歳未満又は６５歳以上の者 ○雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
輸送用機械器具製造業	985 円		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、**自転車・同部分品製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用**があります。）	○１８歳未満又は６５歳以上の者 ○雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店，総合スーパー	907 円			○１８歳未満又は６５歳以上の者 ○雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

- 注１）百貨店,総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店（デパート）及び総合スーパーであって、従業者が常時５０人以上のものをいいます。
- 注２）次の手当等は最低賃金に算入しません。
  ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当　②時間外、休日及び深夜の割増賃金
  ③臨時に支払われる賃金　④１か月を超える期間ごとに支払われる賃金

賃金引上げを支援する助成金「業務改善助成金」を利用しましょう。

業務改善助成金は、生産性を向上させ事業場内最低賃金を一定額以上引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、山口労働局雇用環境・均等室（083-995-0390）へ

最低賃金に関するお問い合わせは、山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署へ

●下関労働基準監督署	TEL 083-266-5476	●岩国労働基準監督署	TEL 0827-24-1133
●宇部労働基準監督署	TEL 0836-31-4500	●山口労働基準監督署	TEL 083-922-1238
●徳山労働基準監督署	TEL 0834-21-1788	●萩労働基準監督署	TEL 0838-22-0750
●下松労働基準監督署	TEL 0833-41-1780		